

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	奄美市 ひとり親家庭等医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、ひとり親家庭等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

ひとり親家庭等医療費助成事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

奄美市長

## 公表日

令和5年9月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務
②事務の概要	ひとり親家庭等の母子または父子及び父母のいない児童とその児童を養育する者の医療費の負担軽減を図るため、当該助成対象者に医療費助成を行っている。 主に以下の事務を行う。 ①ひとり親医療費助成の申請・更新受付、審査、決定事務 ②ひとり親医療費助成の受給者証発行、決定通知 ③ひとり親医療費助成の月次支給
③システムの名称	ひとり親医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親医療受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
-	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した
---------

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	
-------	--	--

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	山田 和憲	上野 和夫	事後	人事異動
平成28年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひとり親家庭等の母子または父子の医療費の負担の軽減を図るために、当該母子又は父子に対して医療費助成を行っている。	ひとり親家庭等の母子または父子及び父母のいない児童とその児童を養育する者の医療費の負担軽減を図るために、当該助成対象者に医療費助成を行っている。	事後	養育者と養育者に監護されている児童についても助成対象となるため追記した。
平成28年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成28年7月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	条例制定(番号法第9条第2項)	・番号法第9条2項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項	事後	
平成28年7月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第14号(改正19条第8号) ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号(改正19条第8号)に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条2項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項	・番号法第9条第2項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	福祉政策課長 上野 和夫	福祉政策課長 石神 康郎	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第14号(改正19条第8号)</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号(改正19条第8号)に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> </ul>	事後	
平成30年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> </ul>	事前	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要なない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○] 提供・移転しない	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○] 接続しない(提供)	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉政策課長 石神 康郎	福祉政策課長	事後	様式変更に対応
令和1年11月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項</li> </ul>	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項</li> </ul> <p>(情報提供) なし</p>	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項</li> </ul> <p>(情報提供) なし</p>	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項</li> <li>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項</li> </ul> <p>(情報提供) なし</p>	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署	①部署:保健福祉部福祉政策課 ②所属長の役職名:福祉政策課課長	①部署:保健福祉部こども未来課 ②所属長の役職名:こども未来課長	事後	
令和6年12月2日	I -4-②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第9号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第2の項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第2の項 (情報提供) なし	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ・番号法第19条第9号	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	基準日の変更
令和6年12月2日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-8 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11判断の根拠	-	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの